

2023年12月15日  
日本生活協同組合連合会 二村睦子

## 細胞培養食品の取扱いの検討についてのコメント

今般、厚生労働省で細胞培養食品の取扱いの検討を進めることに関して、消費者の立場から以下の通りコメントいたします。なお、この部会の検討事項ではないと思いますが、製品の表示ルールについても、消費者の選択の確保の観点から適切な検討をお願いします。

安全性や規制についての検討はもちろん必要ですが、そもそも細胞培養食品が開発・研究される背景や目的、消費者の生活との関わりについても情報提供が必要です。その上で消費者が選択できる環境を整備することが大切であると考えます。

### 1. 検討の進め方について

#### (1) 透明性の確保について

細胞培養食品は、一般的な食品の製造とは異なる技術を利用しており、製造プロセスの多くの点で企業秘密や製造者独自のノウハウ等が存在するものと推察します。一方で、新たな技術の中身があまりにも不透明であれば、細胞培養食品に対する消費者の理解は進まないと思われま。したがって、最低でも外部の専門家・機関が適切な評価を行える程度には製造にかかわる情報が公開されることが必要です。

また、行政における取扱いや安全性の検討に際して、検討の過程や議論の内容が十分明らかにされなければ、消費者の納得は得られにくいのではないのでしょうか。

事務局の舵取りが難しい部分もあろうかと思いますが、リスクコミュニケーションの観点からも、検討に際してはできる限り情報をオープンにして透明性を確保し、丁寧に進めていただくことを希望します。特に、製品の上市を急ぐあまり拙速な進め方とならないようお願いします。

#### (2) 関係省庁の連携と役割分担

リスクアナリシスの枠組みや現行法令との関係で、関係省庁がどのように連携と役割分担を図っていくのが重要です。新規性の高い食品ゆえ、調査研究、リスク評価、リスク管理のために人員等のリソースが必要であれば、拡充していただきたいと思。います。

国際的な安全性評価の手法が共有されない間は、安全性をケースバイケースで判断せざるを得ないかもしれません。当面の措置として、個別製品に対する審査のようなプロセスが必要ではないのでしょうか。

食品安全委員会のリスク評価が実施されれば、消費者は評価書でリスク評価の根拠を確認することができます。一方、検討の結果、個別製品ごとのリスク評価までは不要ということになるかもしれませんが、その場合もその判断に関する説明はしっかり行っていただきたいです。

### 2. 用語や定義について

世界保健機関（WHO）と国連食糧農業機関（FAO）が今年公表した報告書「細胞ベース食品の食品安全面（Food safety aspects of cell-based food）」では、背景的な問題の一つとして、用語（ターミノロジー）を挙げています。報告書では「細胞ベース食品（cell-based food）」が採用されていますが、「各国が早い段階から、それぞれの国や言語の背景に応じて、明確で一貫性のある用語を確立し、誤解の発生を軽減すること」が推奨されています。

本部会では、これまでに「細胞培養技術を用いて作られる食品（いわゆる「培養肉」）」や「細胞培養食品」が用いられているようですが、他にも「細胞性食品」等、複数の用語があるようです。

検討の過程で用語や定義について丁寧に整理を進めることが、消費者の理解を図る上で重要と

考えます。製品の名称の問題が表示にも関わってくるのであればなおさらです。

食品を指す用語だけではなく、製造プロセスの各段階を指す用語や、設備・装置、製造時に使用される薬品類等についても、法令との整合性や消費者の分かりやすさの観点から、適切な用語や定義の検討をお願いします。

### 3. 消費者の関心について

消費者の関心は、大きくは「流通する製品」および「原材料や製造のプロセス」に関する、既存の食品との類似点と相違点（何が同じで、何が異なるのか）に集約されるのではないかと考えます。

細胞培養食品は新たな技術を利用した食品ではありますが、元々は動物由来の細胞です。したがって、既存の食品との共通点も相当程度あるものと予想されます。

一方で、動物の体から取り出した細胞が自然に増殖することはありませんので、畜産・養殖や食品製造とは異なるプロセスを経て製品となっていくものと思われます。このような相違点や新規性がそれぞれ、製造プロセスのみにかかわるものなのか、製造プロセスと最終製品の両方にかかわるもののかなどを整理していただくと理解しやすいのではないのでしょうか。

細胞培養食品と既存の食品との違い（例えば含まれる栄養成分、アレルゲンなど）、新規性と関連した細胞培養食品特有のハザードの有無や内容、リスクの程度が、安全性に関して消費者が最も気になる部分ではないかと考えます。

### 4. 製造プロセスについて

#### （1）共通事項と個別事項の切り分け

検討を進めるにあたって、細胞培養食品がどのようなプロセスを経て製造されるのか、その内容を社会的に共有しないと消費者の理解は進まないと考えます。特に食品分野に関しては、新たな技術や、理解の難しい技術に対して警戒心が生じることは、自然な心の動きです。

おそらく、細胞培養食品共通の製造プロセスと、製品ごとに異なる製造プロセスがあるのだろうと推察しますが、そこを整理し、共通部分は議論のベースとして共有した上で一般的な安全性の検討を進める必要があるのではないのでしょうか。製品ごとに異なる部分の安全性については、ケースバイケースの検討が必要かもしれません。

検討に際してこうした切り分けができれば、議論が理解しやすいのではないかと考えます。

#### （2）既存の諸規制・制度との関係

現在、食肉や水産物、またそれらの加工品に対しては、安全性確保のために様々な規制や制度が設けられています。

元の細胞、製造に用いられる原材料や薬品類、設備や装置について、既存の規制や制度がどのようにかかってくるのか、また、それらの規制で最終製品の安全性が十分に確保されるのかについて検討と説明が必要ではないのでしょうか。例えば、食品添加物や動物用医薬品の使用の可否、あるいはそれ以外の化学物質の使用の可否、最終製品での残留限度などは気になる部分です。遺伝子組換え技術やゲノム編集技術が用いられるのか、それらが用いられた場合の規制についても同様です。

したがって、この部分でも1（2）で指摘した通り、厚生労働省、農林水産省、消費者庁等、規制当局の役割・責任の分担の検討が必要です。

### 5. 製造管理について

製造プロセスそのものの評価では問題がなかったとして、食品の製造は日常的に安定して実行されることが必要です。

例えば、（一般の食品製造においても製品のばらつきは一定発生しえますが）「細胞培養食品の

品質のばらつきはどの程度か、許容されるべき品質の範囲はどの程度か」「製造の過程で微生物が混入し増殖する可能性や、その防止対策」「培養を繰り返すことで細胞が変化しないか、その変化により意図しない物質が発生することがないか」「原材料や設備・装置、培養のプロセスに由来する、意図しない化学物質（不純物や副生成物を含む）の生成や混入がないか」「製造後の品質保持の方法や品質が保持される期間」など、製造にかかわる管理の留意点が存在するように思われます。

こうした懸念に対する対策や対応の責任は第一義的には食品を製造する事業者にあると考えますが、行政においても、製造基準や適正製造規範のようなものを検討する必要はないでしょうか（知見が集積するまでは個別製品ごとの対応となるかもしれませんが）。また、監視等の行政の役割も通常の食品と同じでよいのか、検討が必要ではないでしょうか。

以上